



ジャーナリズムのための憲法再入門(第12回)刑事施設収容者の人権を考える(下)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: マスコミ市民フォーラム 公開日: 2024-05-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 金澤, 真理, 前田, 朗 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10466/0002000869

刑事施設収容者の人権を考える（下）

金澤 真理（大阪公立大学教授）

インタビュアー 前田 朗（朝鮮大学校講師）

刑事施設における人権

——刑事法専門家はしばしば「刑事施設における人権はその国の人権状況を表す」という言葉を使います。しかし、一般的には、刑事施設では人権が制約されるのは当たり前と受け止められています。

金澤 まず、自由刑という刑罰がどのような権利を人から奪うのか、その根本的な意味について確認することが大切です。

犯罪者として刑を受ける者は、悪い行為の報いを受けてしかるべきだという素朴な感覚から、刑事施設における差し引いて考えなければなりません。犯罪行為をしたことや更生の動機づけと刑事施設での待遇を簡単に結びつけるのではなく、刑罰として科される不利益は何かをまず踏まえる必要があります。

実際、現在は様々な人が刑事施設に入りますから、施設での待遇が一律に社会での再発の動機になるとは考えられません。むしろ自由刑においては、法律が定める期間の移動の自由を奪うことに尽きるとして、それ以外の処遇は受刑者本人の自律性を尊重して個別に社会生活を取り戻す途を探ることが合理的であると考えられます。

——受刑者が風邪をひいたり虫歯になったからと言って、医療サービスを受けることは贅沢でしょうか。

金澤 もちろんそんなことはありません。先にお話ししたように、刑事施設に収容されて移動の自由を奪われているということが自由刑の本質と考えると、施設収容を理由に医療サービスを受けないことはあってはならないことです。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律も、刑事施設においては「社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする」（第五六条）と定めています。

る扱いが一般社会よりも劣ってよいという「劣等原則」という考え方がまかり通っているという指摘があります。また、刑事施設の管理運営上制約は仕方ないと説明されることもあります。

しかし、どんな人からも奪われてはならない人権の保障は、制約を受ける受刑者には尚更認められなければならない。施設の管理運営を優先させて人権保障をないがしろにしてはならないことは当然です。

刑事施設等へ見学に行き、同行者に感想を聞いてみると、「予想より快適そう。これなら入りたいと希望する犯罪者もいるのではないか」などと述べられることがあります。見学させてもらえる部分は限られていることも

人間の尊厳を守るとは

——普通の市民でさえ人間の尊厳が十分保障されていないのに、受刑者に人間の尊厳を保障できるでしょうか。人間の尊厳は普遍的と言っても、やはり受刑者を別扱いするのはやむを得ないと考えがちです。

金澤 普通の市民でさえ人間の尊厳が十分保障されていないという状況があるならば、それ自体が改善されなければならぬことは勿論です。

しかし、それ以上に受刑者の尊厳の保障を重視しなければならぬのは、人間の尊厳は、通常の生活ではあまり意識されず、危機に瀕してはじめて求められるものだからです。

自由を剥奪され、監視下において集団生活を送るべきことが法律で決められていても、人間としての取扱いを受ける権利を奪われてはなりません。その際依拠すべきであるのが人間の尊厳の概念です。刑事施設における取扱いに関しては、基本的人権を擁護し、社会正義を実現する弁護士法第一条の趣旨に則って人権救済制度への申立ても行われており、通信・面会の制限や適切な医療が受けられないという申立てに対する救済事例も紹介され

ています。

弁護士法第一条は「1. 弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。2. 弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。」と定めています。

ヴァルネラビリティとは何か

——刑事司法手続きに置かれたことがある人々が抱える課題について、社会参加やヴァルネラビリティ（傷つきやすさ）という概念を手がかりに検討して、金澤さんは編著『再犯防止から社会参加へ——ヴァルネラビリティから捉える高齢者犯罪』（日本評論社）を出版されました。その基本的な考え方をお願いします。

金澤 犯罪や刑罰、刑事司法をめぐる議論に徐々に変化が生じてきました。各方面で見られるようになった「生きづらさ」という言葉を法務省も使うようになり、多様な問題を抱える当事者の視点も考慮されるようになったと感じられます。

自己の権利擁護や意思決定を自ら十分に果たせないこ

実践を踏まえた社会福祉学、看護学等の知見に学び、各領域の専門知識を活かし、社会的ヴァルネラビリティ故に社会参加の機会が阻まれている者の問題が犯罪へ発展する場合、参加の機会の実質的保障により如何に課題解決がはかれるか考えようと議論を重ねています。

手続きが法定されている刑事司法には限界があることを意識して、複雑な問題であれば「餅は餅屋」の精神で専門家の話を聞きつつ、皆で考える姿勢が大切であるとの認識に立ち、実践につなげられるよう思考を重ねています。

——関連する国際準則の考え方はどのようなものでしょうか。

金澤 前号（刑事施設収容者の人権を考える（上））でも紹介したマンデラ・ルールも、第六一条で、「受刑者の取扱いは、社会からの排除ではなくて、引き続き社会に関わっていくことを強調するものでなければならぬ。それ故、社会諸機関は、受刑者の社会復帰の仕事について施設の職員を援助するために、可能な場合はいつでも、積極的に参加しなければならない。（中略）受刑者の司法上の利益に関する権利、社会保障上の権利及び他の社

とにより、福祉の支援を要する状態にある性質を福祉の領域ではヴァルネラビリティ（脆弱性）と呼び、支援の指標策定に用いられていますが、刑事法の領域でも有用ではないかと注目しました。

刑事施設に入る、あるいはその前段階で刑事司法手続きに関わる人の困難を、社会から排除されているという観点で分析した先行研究にヒントを得て、排除のメカニズムやその克服について考えようと集まった、専門領域を異にする研究者との議論の中で出版したのが『再犯防止から社会参加へ——ヴァルネラビリティから捉える高齢者犯罪』です。

——社会参加できないために犯罪をせざるをえなかったのに、刑事施設に収容して社会性を奪っておいて、その後社会復帰しろと言われても、難しいということですね。

金澤 はい。犯罪は、その行為者のみが悪い、従って刑務所で再犯がおこらないように厳しく処遇すればよいという考え方で説明しきれない状況が起こっています。

この問題の背景に迫るためには、法律学だけでは十分ではありません。社会学、経済学、また対人的なケアの会的利益を保護するための措置をとらなければならぬ」（訳文は松井芳郎・薬師寺公夫・坂元茂樹・小畑郁・徳川信治編『国際人権条約・宣言集（第三版）』（東信堂）による）と定めています。国際準則においても社会への参加が重視され、その援助が社会諸機関に義務づけられているのです。

メンタルヘルスへの着目

——日本の受刑者のメンタルヘルスとは具体的にどのようなことでしょうか。

金澤 刑務所における医療の問題については前号で紹介しましたが、特に取組みを進めるべきであるとして注目されている課題の一つに受刑者のメンタルヘルスがあります。

身体の不調に比べて判断が難しく、本人の認識が伴わなければ適切に対応し難いのがメンタルヘルスの特徴です。WHOは、刑務所の環境が受刑者のメンタルヘル스에悪影響を及ぼしうるとして、自殺予防のガイドラインの中でもリスクある因子と位置づけています（WHO Preventing suicide: A global imperative, 2014）。

外国では既に自殺防止のためのアクションプランを定め、職員の研修やマニュアルの整備を進めるほか、施設外の専門家の助言を得ながら受刑者の支援につなげている例がありますが、日本では、二〇〇一年の名古屋刑務所事件を受けて立法した刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に保健衛生・医療一般の規定を設けたものの、メンタルヘルスケアに特化した規定はありません。

また、自殺防止の対策も自傷のおそれがある者への保身的観点からの対処にとどまっています。自殺した受刑者の遺族が刑事施設を訴えるケースもありますが、自殺の予見の難しさゆえに施設の過失が認められるのは稀です（これを一部認めた福岡地裁平成二十一年一〇月六日判決判タ一三二三号一五四頁は、控訴審の福岡高裁平成二十二年一月二六日判決判タ一三五七号九八頁で取り消されました）。

メンタルヘルスも人の尊厳に根ざす権利の一つで、適切なケアやアクセスの確保が用意されていてしかるべきものです。そこで、前掲『再犯防止から社会参加』の共同研究メンバーに精神看護分野からの示唆を受け（船山健二、Nurse Business 一七巻三号七四頁参照）、助けを求める人に如何に関わるかを学んでいます。

——精神保健看護学と法学の協働をどのように進めていく予定でしょうか。

金澤 個別分野で解決できない問題に対しても、領域を横断して知恵を出し合い、例えば先にご紹介したヴァルネラビリティの概念を中核に据え、必要なケアは何か、それを制度的に如何に支えるかを構想することで、互いの専門性を活かす協働に活路が見出せると考えています。異なる分野間でも理論モデルの分析・検討等共通の議論の土俵を設定することは難しくありません。既に「フォレンジック看護」等の分野で人権擁護や被害後のケアを中心に共同研究の可能性が開かれています。

また、対象者が抱えるトラウマや弱さを逆に強みとして活かす「ストレンジスマデル」等の新たな考え方は、心身の健康と共に社会関係をとり戻すリカバリを構想する際に重要な視点として、刑事法学にも示唆を与えるものと考えています。

金澤真理さんプロフィール：大阪公立大学教授。刑事法学専攻。東北大学大学院博士課程修了。主著に『中止未遂の本質』（成文堂）『再犯防止から社会参加へ』（編著、日本評論社）『市民』と刑事法』（共著、日本評論社）『新コンメンタール刑法第2版』（共著、日本評論社）など。

——刑事施設における自殺はどのくらい起きていますか。

金澤 年によって変わりますが、法務省矯正局の資料による刑事施設の事故発生状況によれば、一九八九年から増加の傾向にあります。最近では二〇一九年七件、二〇二〇年は一二件です。

——日本社会では「失われた三〇年」の間、ずっと自殺が社会問題になってきました。社会一般における自殺問題と、刑事施設における自殺問題はどのように関連するでしょうか。

金澤 この点についてまだ十分に考察を加えていないのですが、この三〇年の間に刑事施設に関する法改正があり、刑務所の過剰収容も落ち着いてきたことから考えれば、施設の過剰収容状態だけが自殺の要因と考えることは短絡的でしょう。むしろ人を自殺に追い込むような状況が刑事施設入所の原因たる犯罪行為にも影響を及ぼしていると考えるのが自然であり、そうした困窮状況について根本的解決がはかられない限り、拘禁下において自殺のリスクは減少しないだろうと予想されます。

報道と刑事法学

——刑事施設に関連する報道をより良くするために、ジャーナリストに何が求められるでしょうか。逆に刑事法研究者には何が求められるでしょうか。

金澤 マスメディアのみならず個人も様々な媒体を通じて情報を発信できる時代ですが、思考を行動に移すきっかけは、判断のよりどころとなる正確な情報です。問題のある実務の先例踏襲を変えるには、多くの国民が関心をもち、それでいいのかという疑問をつきつける必要があります。そのためにジャーナリズムの世界でも、従来の「当たり前」という感覚を打破し、何が問われているかを自ら探求して真摯に訴えることが大切だと思います。もとより刑事法研究者も進取の気性をもち、最善の方策を考え続けることが重要だと肝に銘じています。